

## 社会福祉法人豊川市社会福祉協議会後援等取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、国、地方公共団体その他の団体（以下「団体等」という。）の主催する事業について、後援又は共催（以下「後援等」という。）を行う場合の基準及び手続について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 社会福祉法人豊川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、事業の開催趣旨に賛同し、奨励の意を表して、本会名義の使用を認めることをいう。
- (2) 共催 本会が、事業の主催者の一員として、団体と共同で事業の企画又は運営に参画することをいう。

### (後援等の基準)

第3条 後援等の承認は、次の各号に定める基準によるものとする。

- (1) 主催者が次のいずれかに該当するものであること。
  - ① 国、地方公共団体又はこれらに準ずる公共団体
  - ② 社会福祉、保健、医療等に関する事業を行うことを主たる目的としている団体又は社会福祉の向上に寄与すると認められる事業を行う団体で、次のすべての要件を満たすもの
    - ア 規約・会則等の定めがあり、団体の存立と意思が明確なこと
    - イ 事業遂行能力が十分にあること
    - ウ 専ら営利を目的とするものでないこと
  - ③ その他会長が適当であると認める団体
- (2) 事業内容が、公共の福祉の向上や地域の発展、本会の施策の推進に寄与するものであること。ただし、次のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。
  - ① 団体の代表者の所在及び団体の責任体制が明確でないもの
  - ② 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの

- ③ 営利又は商業宣伝の意図があると認められるもの
- ④ 国又は県の特定の政策等に賛成し、又は反対するもの
- ⑤ 特定の政治団体又は宗教を宣伝し、支持し、又は反対するもの
- ⑥ 団体への会員の勧誘を主たる目的とするもの
- ⑦ 暴力団又は暴力団員と関係がある又はそのおそれがあるもの
- ⑧ その他後援等を行うことが不相当と認められるもの

(申請手続)

第4条 後援等の承認を受けようとする団体の代表者は、事業実施日の20日前までに後援等承認申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、本会に申請しなければならない。

- (1) 団体の規約等その存在を明らかにする書類
- (2) 事業の計画を明らかにする書類
- (3) 入場料等を徴収する場合は、事業の収支を明らかにする書類
- (4) その他会長が必要と認める書類

(後援等の承認等通知)

第5条 会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、後援等の承認をする場合にあつては後援等承認通知書(様式第2号)を、承認をしない場合にあつては後援等不承認通知書(様式第3号)を、それぞれ承認の条件又は不承認の理由を付して事業を行う団体の代表者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第6条 前条の承認を受けた団体の代表者は、その承認に係る申請内容に変更が生じたときは、後援等承認申請変更届(様式第4号)を速やかに会長に届け出なければならない。

(承認の取消し)

第7条 会長は、後援等の承認を受けた事業が、次の各号のいずれかに該当するときは、後援等の承認を取り消すことができる。

- (1) 後援等の承認の申請に偽りがあつたとき。
- (2) 第3条第2項各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。
- (3) 後援等の承認の際に付した条件に違反したとき。
- (4) その他会長が適当でないとする事由が発生したとき。

2 会長は、前項の規定により承認を取り消したときは、後援等取消通知書（様式第5号）により、後援等の承認を受けた団体の代表者に通知するものとする。

（事業実施報告）

第8条 後援等の承認を受けた団体の代表者は、当該事業終了後20日以内に事業の実績及び効果を後援等事業実施報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、会長に報告しなければならない。

- (1) 事業の実施状況が確認できる書類
- (2) 入場料等を徴収した場合は、事業の収支が確認できる書類
- (3) その他会長が必要と認める書類

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、後援等を行う場合の基準及び手続に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

後援等承認申請書

年 月 日

豊川市社会福祉協議会長 殿

申請者 所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

次の事業を実施するにあたり、下記のとおり申請します。

記

申請の区分	
<input type="checkbox"/> 後援	<input type="checkbox"/> 共催
事業の名称	
事業の目的	
事業の内容	
開催日	
年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )	
会場	
参加予定人数	入場料（参加料）
人	<input type="checkbox"/> 有 ( 円) <input type="checkbox"/> 無
添付書類	
他の後援等承認（予定）団体等	

注 1 該当する□にレ印を記入してください。

2 次の書類を添付してください。

- (1) 主催者及び事業の計画を明らかにする書類
- (2) 入場料等を徴収する場合は、事業の収支を明らかにする書類
- (3) その他会長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

後援等承認通知書

年 月 日

様

社会福祉法人豊川市社会福祉協議会

会 長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のありました件につきましては、下記のとおり承認します。

記

承認の区分 <input type="checkbox"/> 後援 <input type="checkbox"/> 共催
事業の名称
開催日 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
会場
承認条件

注

- 1 申請内容に変更を生じたときは、その旨を速やかに届け出し、承認を得てください。
- 2 承認後、会長が後援等をするのが不適当であると認めるときは、この承認を取り消すことがあります。
- 3 事業終了後20日以内に事業実施状況について報告してください。

様式第3号（第5条関係）

後援等不承認通知書

年 月 日

様

社会福祉法人豊川市社会福祉協議会

会 長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のありました件につきましては、下記の理由により承認しません。

記

不承認の区分 <input type="checkbox"/> 後援 <input type="checkbox"/> 共催
事業の名称
開催日 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
会場
不承認の理由

様式第4号（第6条関係）

後援等承認申請変更届

年 月 日

豊川市社会福祉協議会長 殿

申請者 所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

次のとおり、事業の実施にあたり、承認を受けましたが、下記のとおり変更がありましたので届けます。

記

承認の区分 <input type="checkbox"/> 後援 <input type="checkbox"/> 共催
事業の名称
変更事項
変更前
変更後
変更の理由

様式第5号（第7条関係）

後援等取消通知書

年 月 日

様

社会福祉法人豊川市社会福祉協議会

会 長 氏 名 印

年 月 日付けで承認しました件につきましては、下記の理由により取り消します。

記

承認の区分 <input type="checkbox"/> 後援 <input type="checkbox"/> 共催
事業の名称
開催日 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
会場
取消しの理由

様式第6号（第8条関係）

後援等事業実施報告書

年 月 日

豊川市社会福祉協議会長 殿

申請者 所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

後援等を受けて実施した事業が終了しましたので、下記のとおり報告します。

記

承認の区分 <input type="checkbox"/> 後援 <input type="checkbox"/> 共催
事業の名称
開催日 年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )
会場
参加人数 人
事業実績及び効果
添付書類
他の後援等承認団体等

注 1 該当する□にレ印を記入してください。

2 次の書類を添付してください。

- (1) 事業の実施状況が確認できる書類
- (2) 入場料等を徴収した場合は、事業の収支が確認できる書類
- (3) その他会長が必要と認める書類